

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月6日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第7号

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成21年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納付金の納付期限) 第13条 法人は、 <u>前条の計算書を提出した日から起算して10日以内</u> に納付金を納付しなければならない。	(納付金の納付期限) 第13条 法人は、 <u>知事が別に定める日までに</u> 納付金を納付しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。